

# 秋田市都市計画審議会運営規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、秋田市都市計画審議会条例(昭和44年条例第23号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、秋田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長を選挙する最初の審議会は、市長がこれを招集する。
- 3 審議会の招集通知は、委員および議事に関係のある臨時委員(以下「委員」という。)に対し、開会日の5日前までに議案を付した文書で行うものとする。ただし、急を要するときは、期日を短縮することができる。

## (参集)

第3条 委員は、招集の日時に指定された場所に参集しなければならない。

- 2 出席することのできない委員は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

## (議席の決定)

第4条 委員の議席は、会長が定め、議席には番号および氏名標を付けるものとする。

## (議長)

第5条 審議会の議長は、会長をもって充てる。

- 2 議長は、議場の秩序を保持し、審議会の議事を整理するものとする。

## (発言の許可)

第6条 会議において発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

( 退場の承認 )

第7条 委員は、開会中退席しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

( 議案の審議 )

第8条 議長は、議案を審議するときは、その旨を宣言しなければならない。

2 議案の審議は、幹事が議案の内容を説明した後に行うものとする。

3 議長は、審議上必要があると認めるときは、2件以上の議案を一括して審議することができる。

( 専門委員 )

第9条 専門委員は、会議に出席し、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

( 意見等の聴取 )

第10条 議長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、意見又は報告を求めることができる。

( 表決 )

第11条 議事の表決は、挙手によって行うものとする。

2 議長は、議案ごとに表決の結果について宣告しなければならない。

( 議事録 )

第12条 議長は、幹事に審議会の議事録を作成させるものとする。

2 前項の議事録には、議案の審議経過およびその結果を記載するものとし、審議会においてあらかじめ定めた2人以上の委員が署名押印しなければならない。

( 常務委員会 )

第13条 常務委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

( 1 ) 都市計画法施行規則 ( 昭和44年建設省令第49号 ) 第13条に規定する都市計画の軽易な変更

( 2 ) 住宅地区改良法 ( 昭和35年法律第84号 ) 第4条第2項の規定による申出

2 第2条第1項および第3項ならびに第3条から前条までの規定は、常務委員

会について準用する。

( 庶務 )

第14条 審議会の庶務は、都市開発部都市計画課において処理する。

( 雑則 )

第15条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。